

## 5. 関係地域の範囲

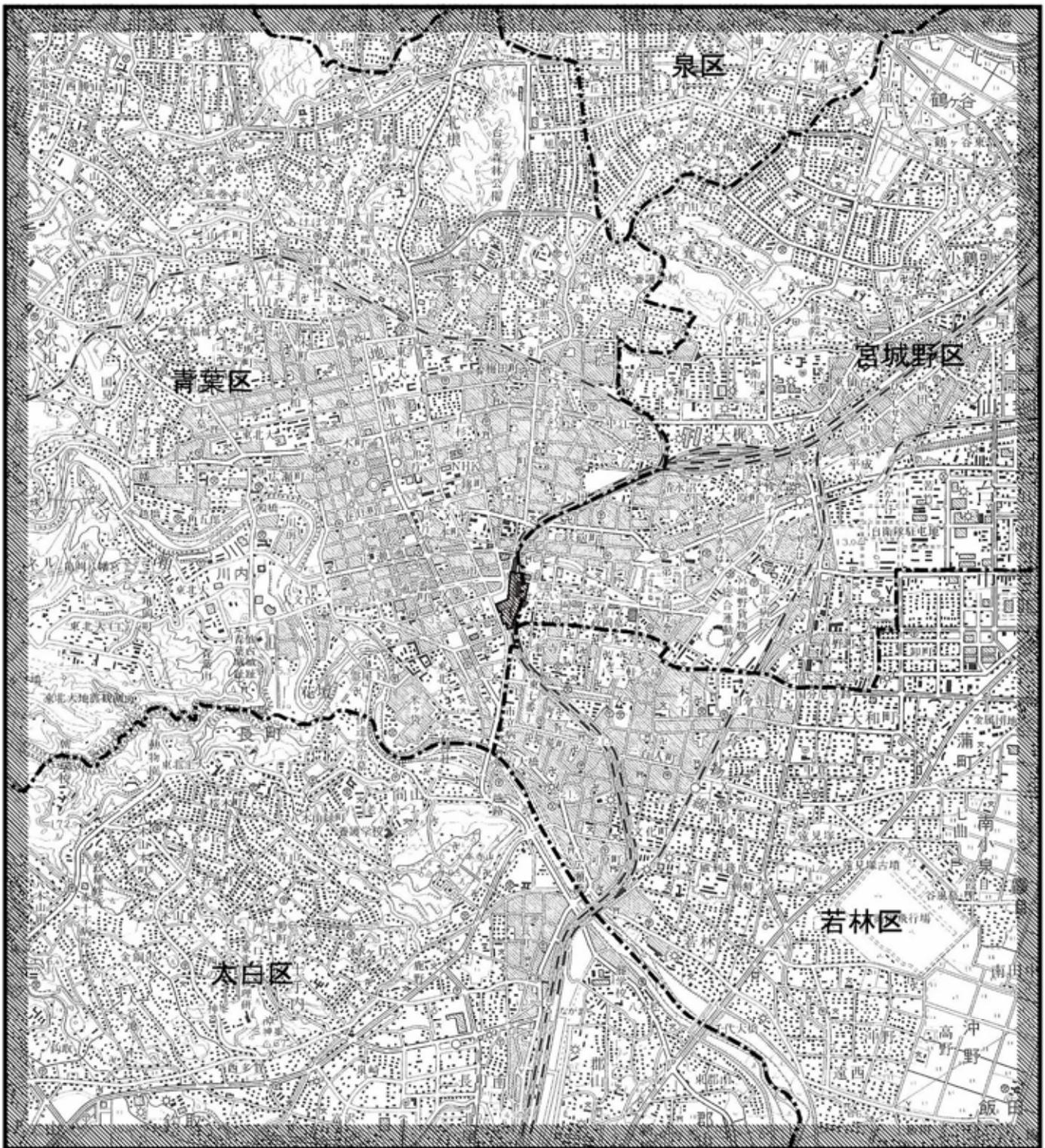


## 5. 関係地域等の範囲

### 5.1 地域概況の調査・予測範囲

地域概況における調査範囲(以後、「調査範囲」と示す)は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 11 年 11 月仙台市)(以下、「技術マニュアル」という)に示されている概況調査範囲(5～10km)を踏まえ、図 5.1-1に示すように事業の実施に伴う大気環境等の影響や、景観資源や植物の生育・動物の生息環境となる広瀬川を包括する計画地を中心とした 9km 四方の範囲とした。

また、苦情の状況や社会的状況等の統計情報等については、前述の調査範囲を含めた仙台市全域を対象を広げ、発生源の状況等については、図 5.2-1に示す関係地域の範囲に狭めて整理した。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 地域概況の調査範囲(計画地を中心とした9km四方)



S=1:50,000

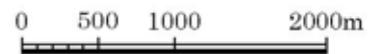


図 5.1-1  
地域概況の調査範囲

## 5.2 関係地域の範囲

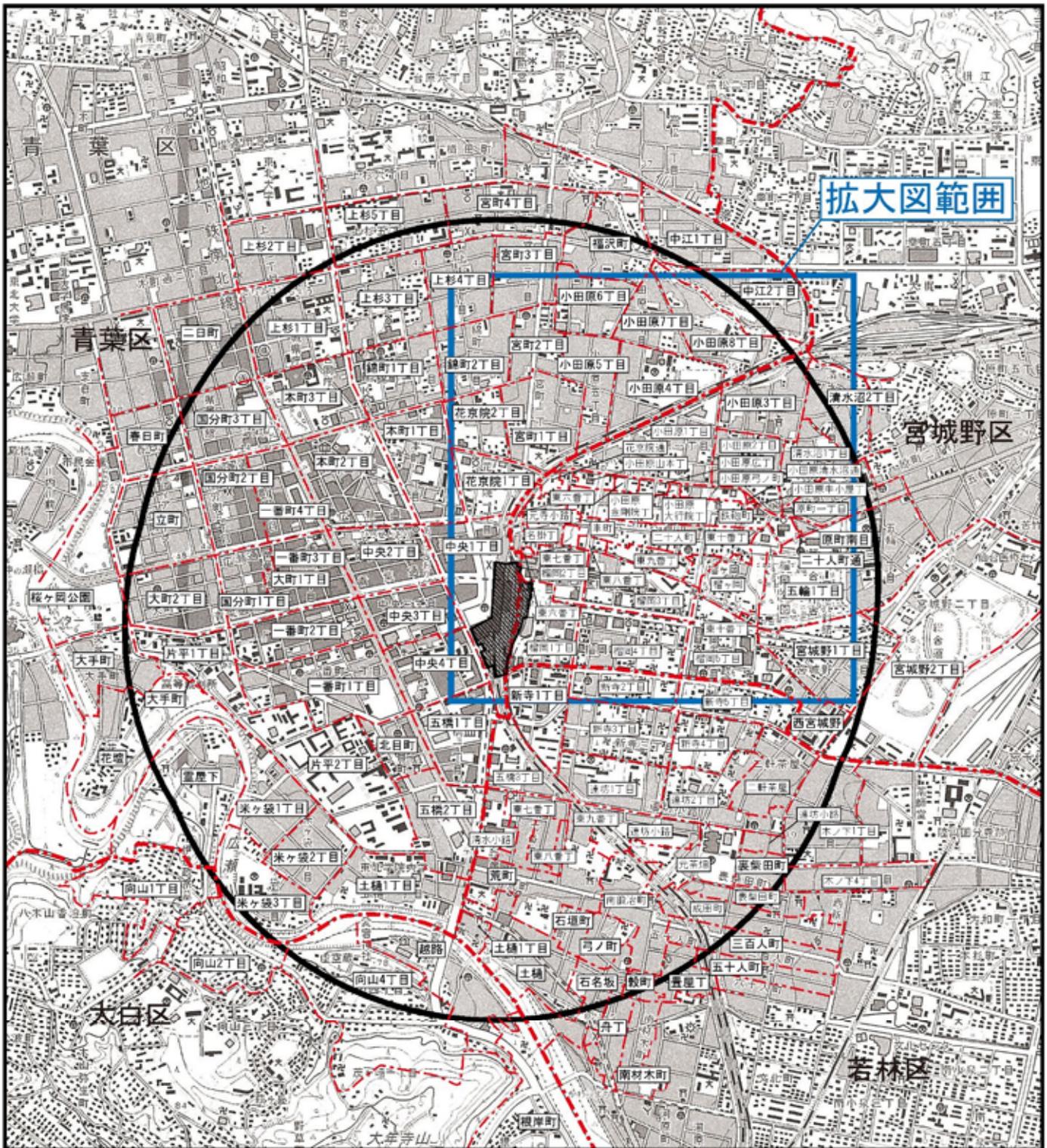
関係地域の範囲は、表 5.2-1に示す調査・予測範囲等の考え方を踏まえ、本事業の実施により受ける可能性のある影響の程度を勘案し、大気質、騒音・振動、地形・地質、地盤沈下への影響の調査・予測範囲を考慮して、関係地域を対象事業計画地から1,500mと設定した。

関係地域の範囲及び該当する町丁名を表 5.2-2及び図 5.2-1、図 5.2-2に示す。

なお、電波障害及び日照障害を踏まえた関係地域の範囲については、本事業における設計を踏まえて詳細な検討を行い、環境影響評価準備書の段階で示す。

表 5.2-1 調査・予測範囲等の考え方

項目	調査・予測範囲等の考え方	敷地境界からの距離
大気質	対象事業により大気質の変化が想定される地域とし、工事中の建設機械、供用後の自動車交通による排出ガスの影響が考えられるため、建設機械や自動車交通による排出ガスの最大着地濃度等を踏まえた範囲とする。	500m程度
騒音・振動	対象事業により騒音・振動レベルの変化が想定される地域とし、工事中の建設機械、工事中や供用後の運搬・利用等の自動車経路で騒音・振動の影響が考えられる範囲とする。	200m程度
低周波音	対象事業により低周波音の音圧レベルの変化が想定される地域とし、事業の実施に伴い発生する低周波音の大きさやその距離減衰を勘案して設定するものとし、騒音や振動と同様の範囲とする。	200m程度
地形・地質	対象事業により地形・地質の変化が想定される地域とし、事業の実施により地形・地質に影響を及ぼすと想定される範囲とする。	200m程度
地盤沈下	対象事業により地下水位に対する影響が想定される地域とし、地下掘削等より地下水位に影響を及ぼすと想定される範囲とする。	400m程度
電波障害	対象事業により電波障害に対する影響が想定される地域とし、建築物の存在により電波障害に対する影響を及ぼすと想定される範囲とする。	100m程度
日照障害	対象事業により日照に対する影響が想定される地域とし、建築物の存在により日照に対する影響を及ぼすと想定される範囲とする。	400m程度
風害	対象事業により風害に対する影響が想定される地域とし、建築物の存在により風害に対する影響を及ぼすと想定される範囲(建築物高さの2～3倍程度)を設定する。	300m程度
植物・動物・生態系	対象事業により植物・植物の生育環境・生息環境及び生態系への影響が想定される地域とする。なお、事業予定地は仙台駅構内であり、周辺は中高層建築物で構成する中心市街地であり、植物・動物・生態系に対する影響は無いものとか考えられるが、影響が生じた場合を考慮した範囲とする。	100m ～ 200m程度
景観	対象事業により景観に対する影響が想定される地域とし、事業の実施により、眺望地点からの眺望の変化を及ぼすと想定される範囲(中景域)とする。	1.5km程度
自然との触れ合いの場	対象事業により自然とのふれあいの場に対する影響が想定される地域とし、事業の実施により、自然との触れ合いの場に対する影響を及ぼすと想定される範囲とする。	500m程度
廃棄物等	対象事業により事業予定地からの廃棄物等の発生が考えられる地域とする。	対象事業計画地
温室効果ガス	対象事業により事業予定地からの温室効果ガスの発生が考えられる地域とする。	対象事業計画地

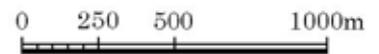


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 関係地域の範囲(対象事業計画地から1500mの範囲)
-  : 区境界
-  : 町丁目界



S=1:25,000



出典：1:10,000 仙台市都市計画基本図 首部（平成 18 年 仙台市）

図 5.2-1  
関係地域の範囲

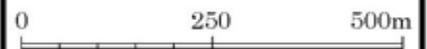


凡例

- : 関係地域の一部拡大範囲
- : 区境界
- : 町丁目界



S=1:10,000



出典：1:10,000 仙台市都市計画基本図 首部（平成 18 年 仙台市）

図 5.2-2

関係地域の範囲(拡大図)

表 5.2-2 関係地域

区名	町丁目名	区名	町丁目名	区名	町丁目名	区名	町丁目名
青葉区	宮町 1 丁目, 宮町 2 丁目, 宮町 3 丁目, 宮町 4 丁目, 花京院 1 丁目, 花京院 2 丁目, 本町 1 丁目, 本町 2 丁目, 本町 3 丁目, 中央 1 丁目, 中央 2 丁目, 中央 3 丁目, 中央 4 丁目, 五橋 1 丁目, 五橋 2 丁目, 一番町 1 丁目, 一番町 2 丁目, 一番町 3 丁目, 一番町 4 丁目, 北目町, 小田原 4 丁目, 小田原 5 丁目, 小田原 6 丁目, 小田原 7 丁目, 小田原 8 丁目, 錦町 1 丁目, 錦町 2 丁目, 国分町 1 丁目, 国分町 2 丁目, 国分町 3 丁目, 大町 1 丁目, 大町 2 丁目, 片平 1 丁目, 片平 2 丁目, 米ヶ袋 1 丁目, 米ヶ袋 2 丁目, 米ヶ袋 3 丁目, 土樋 1 丁目, 中江 1 丁目, 中江 2 丁目, 福沢町, 上杉 1 丁目, 上杉 2 丁目, 上杉 3 丁目, 上杉 4 丁目, 上杉 5 丁目, 二日町, 春日町, 立町, 桜ヶ丘公園, 大手町, 花壇, 霊屋下	宮城野区	榴岡 1 丁目, 榴岡 2 丁目, 榴岡 3 丁目, 榴岡 4 丁目, 榴岡 5 丁目, 東六番丁, 東七番丁, 東八番丁, 東九番丁, 東十番丁, 名掛丁, 元寺小路, 車町, 二十人町, 鉄砲町, 小田原山本丁, 小田原 1 丁目, 小田原 2 丁目, 小田原 3 丁目, 小田原広丁, 小田原大行院丁, 小田原弓ノ町, 小田原清水沼通, 小田原牛小屋丁, 小田原金剛院丁, 花京院通, 榴ヶ岡, 五輪 1 丁目, 宮城野 1 丁目, 宮城野 2 丁目, 清水沼 1 丁目, 清水沼 2 丁目, 原町 1 丁目, 西宮城野, 二十人町通, 原町南目	若林区	新寺 1 丁目, 新寺 2 丁目, 新寺 3 丁目, 新寺 4 丁目, 新寺 5 丁目, 五橋 3 丁目, 連坊 1 丁目, 連坊 2 丁目, 清水小路, 連坊小路, 元茶畑, 東七番丁, 東八番丁, 東九番丁, 荒町, 土樋, 南鍛冶町, 木ノ下 1 丁目, 木ノ下 4 丁目, 裏柴田町, 表柴田町, 成田町, 三百人町, 五十人町, 畳屋丁, 弓ノ町, 穀町, 舟丁, 石名坂, 土樋 1 丁目, 石垣町, 二軒茶屋	太白区	向山 1 丁目, 向山 2 丁目, 向山 4 丁目, 越路, 根岸町